

教育厚生委員会会議録

日時 令和8年2月3日(火) 開会時間 午前11時27分
閉会時間 午前11時55分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 小沢 栄一
副委員長 福井 太一
委員 卯月 政人 渡辺 淳也 寺田 義彦 長澤 健
土橋 亨 浅川 力三 白壁 賢一

説明のため出席した者

福祉保健部長 植村 武彦 福祉保健部理事(次長事務取扱) 若月 衛
福祉保健部次長 大森 栄治 医務課長 清水 康邦

議題(付託案件)

第1号 訴えの提起の件

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前11時27分から午前11時55分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第1号 訴えの提起の件

質疑

福井副委員長 この制度について、県はこれまでに勤務形態の柔軟化や、中断事由の拡大など見直しを行ってきたと承知していますが、その都度、学生や医師本人に対して説明をしてきたのか、その努力をしてきたのか伺います。

清水医務課長 キャリア形成プログラムを改定するしないにかかわらず、毎年、医学部学生向けに説明や個別面談などを行い周知を行っているところでございます。

福井副委員長 改定についてもしっかりと説明、周知をした上で志願者を募っているということであろうと思いますが、18歳の高校生が将来を見据えて出願をするときに、本人と保護者に対してしっかりと説明をして、納得してもらった上で志願されているということを、先ほど本会議で知事も説明をされていましたが、そのとおりであるのか、もう一回伺います。

清水医務課長 地域卒への出願に当たっては、毎年説明会を開催しております。出願前には、本人と保護者が事前に十分に理解をしていただいて、押印の上、誓約書ということで提出していただいております。十分理解していただいていると考えております。

福井副委員長 分かりました。ペナルティーの重さも丁寧に説明した上で、しっかり押印して出願をされているということではありますが、先ほど志村議員からの質問でも、11人が離脱したということでありました。この制度を悪用したと考えられるようなケースは、今までにどの程度あったのか伺います。

清水医務課長 それぞれ理由は把握しておりますが、制度を悪用したかどうかという、さすがに御本人の心の内までは把握していない状況になります。

福井副委員長 やはりこの制度は低利なローンだと考えられがちで、制度を利用し離脱された場合の県の損失は非常に大きいと、私は捉えています。その11人が離脱したことによる、これまでの県の医療界にとっての損失を改めて教えてください。

清水医務課長 医師不足地域の病院では、地域枠医師の配置を前提に、計画的に人員配置を決めております。もし想定外の離脱がございましたら、県では代替医師派遣への助成などの措置を取ることになりますので、これが大きな損失になると考えております。

福井副委員長 離脱した11人分について、これまでしっかり代替医師が確保されてきたのか伺います。

清水医務課長 具体的には、県が代替医師派遣に1人750万円の助成をしておりますので、これが損失になっていると考えております。

土橋委員 今回、私の会派やいろいろなところにも届いていると思うんですけど、1月30日の「私も言いたい」のところで、簡単に言うと、控訴すれば県民の税金から弁護士費用も予想される、県議会も本件を検証し知事を止めてくださいという文書なのですけれど、届いております。

「ましてや契約当時高校3年生程度の若者が行政や事業者と対峙するとき、その立場は消費者以外の何者でもない」と書かれていて、18歳の子供たちが契約をしてしまったということで、守れない場合は全額と年10%の利息を払う。それに対してどうこう言っているのではなく、それプラス最大842万円の違約金を1か月以内に支払わなければならない、「当県のように高額な違約金を付加している自治体はない」、そこまで書いてあるわけです。

「私も言いたい」の中には渡したお金と、それに10%の金利をつけて返してもらおうというところに対して、県として損害はないと書いてありますが、今回の裁判の内容や負け方といったことが分からなかったものですから、会派として担当を決めて、課長に連絡を取って、裁判の様子についての資料を集めました。

それを見ると、全国的にもこのプログラム同様の制度が設けられているにもかかわらず、本県のように、プログラムの辞退者に対して修学資金の返還に加えて、違約金の支払いを課している自治体はほかには存在しないという文言も裁判所の判断の中に入っている。

もともとのお金は936万円、それに10%の金利をプラスして、なおかつ800万、何でこの金額が出てくるのかということも私たちは知らなかったんです。確かに今日の知事の説明で、地域枠で残ってもらわなければ困るという思いも聞かせていただきましたが、なぜ842万円なのか、なぜ他県ではやっていない制度をやっているかということをもう一度詳しく説明してもらいたいと思います。

清水医務課長 医師修学資金では、義務を履行せず離脱した場合は利息をつけて返していただくこととなりますが、この利息の算定方法で、ほとんど就業せずに離脱した方は利息が少ない。一定程度地域医療に貢献した方は、逆に利息が高くなってしまいうという不公平な状況が生じていました。

そうしますと、早く離脱してしまったほうが良いという考えにもつながってしまいます。この早期離脱を防ぐために考えたのが違約金でございます。この違約金は最大で842万4,000円ですが、県内で就業していただいた年数に基づいて、県内就業期間が長くなるほど段階的に減っていきますので、9年の就業義務に近いほど違約金がゼロに近づく仕組みになってございます。

土橋委員 842万円はどのように算定しているのですか。

清水医務課長 地域枠医師の就業義務は9年間あるわけですが、利息が9年間かかり続けると、842万4,000円になります。それがほとんど就業せずに離脱してしまうと、利息がほとんどゼロになり、9年近く働いた人が800万円を超える利息となってしまいます。この不公平を是正するために、就業した年数が少ない人のほうが違約金が高くなるように、842万4,000円という額をかけて一律になるように、9年間のどこで離脱しても一律の金額になるよう設定をしております。

土橋委員 まだ分からないのが、守れない場合は、その段階で全額と年10%の金利をもらうんですよね。県とすれば出したお金に対してペイできているという計算ができると思いますが、それに加えて違約金をもらう。貸したお金に対しては10%の利息をつけて返してもらうことは別に問題がないわけですが。

植村福祉保健部長 ただいまの医務課長の答弁を補足するのですが、840万円というのは1年も勤務しなかった方に対しての違約金です。8年ちょっと勤務したものの9年まで勤務しなかったですよということで返す方は利息が800万円余りになるという状況です。

どこからカウントして10%が発生するかというと、卒業して医師国家試験を受かって臨床研修が始まったときからです。なので、キャリア研修のプログラムを契約してすぐに離脱すると、ほとんど利息がかからないのです。10%かかる始点が、入学してから10%ずっとかかるわけではないのです。卒業してキャリア形成のプログラムを受けて、それから10%の利息の計算が始まるという状況です。

だから、最初に離脱した人にはほとんど利息がかからない。でも、9年間の義務をぎりぎりだけできなかつたという人には800万円の利息がかかる。ここが不公平なので、いつ離脱しても同じ金額がかかるよう、利息プラス違約金が840万円ぐらいになるような設定になっているということでございます。

福井副委員長の御質問にもあったのですが、契約時点が18歳というのも誤解がございまして、あくまで違約金に対するキャリア形成プログラムの県との契約というのは、医師の国家試験に受かって、それから医師になってからの契約です。それ以前の契約は、それに基づいて違約金を請求するということはないということになりますので、その2点、補足の説明をさせていただきたいと思っております。

土橋委員 利子をもらった上で違約金も徴収するということですか。

植村福祉保健部長 利子と違約金というのは別物であるのですが、最初に離脱したときには、利子はほとんどないから上限の800万円を出します。9年間のぎりぎりでお辞めになった方は利子が800幾ら、違約金はほとんどないということになります。そこで、どこで出しても800万何がしになるぐらいのレベルでそろえているということです。

なので、プラスというのは、利子プラス違約金が、先ほどの違約金の上限額の840万円程度になるような設定になっています。だから、もっと言えば、医師になった直後にお辞めになる方は、利子はほとんどゼロです。なので、違約金が800万円になります。9年間の義務年限のぎりぎりでお辞めになる方については違約金ほとんどゼロです。その代わりに、利子が840万円という形になる。だから、840万円プラス利子の何百万円がかかるわけではないということで、御承知いただけるかと思います。

土橋委員 分かりました。

白壁委員 テクニカルなことはいいんだ。大体こういう問題になるようなことを決めること自体がおかしい。おかしいことを決めて、なおかつこの法治国家において、相手方と契約をしているんだ。だから、契約しているものは履行しなければならない。そうしたら、向こうが裁判を起こしてきた。精査してみたら、そのテクニカルなものが全部間違っていて、だからぎりぎりいっぱい負けた。

皆さん、そういう仕事でしょ、あなたたちの。もともと、こういうことを決めること自体がおかしい。間違っているということだ。なんでぎりぎりいっぱいのことをするんだ。最後に部長の考え方を聞きたい。あとは、本会議でいろいろ討論があるようだから。

植村福祉保健部長 知事も申し上げておるとおり、この制度というのは地域枠の離脱ということを抑制するために、利息だけではいろいろな不公平があるということで設けたものです。

一方で、運用についていろいろと勘案し、不断の見直しをしていくということも併せて言っております。今回出てきた意見も考えながら、運用も含めて、今後の見直しについても併せて考えていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 小沢 栄一